

長寿医療制度（後期高齢者医療）のお知らせ

平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方の納入通知書又は口座振替による保険料のお支払いが6月より始まります。

今年度の保険料額について、6月中旬までに送付される「保険料額決定通知書」でご確認ください。

また、保険料を年金から直接お支払いされている方で、4月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあった方と、昨年9月に「保険料額決定通知書」により通知のあった方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

年間保険料の計算方法（平成21年度）

●保険料は平成20年度と変わりません。（軽減措置の一部を除く。）

均等割
【1人当たりの額】
43,143円

+

所得割
【本人の所得※1に応じた額】
(平成20年中の所得－33万円)×9.63%

=

1年間の保険料
(限度額50万円)

注)1年間の保険料について

*月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

(例)8月15日に加入→1年間の保険料÷12か月×8か月(8月～翌年3月)=長寿医療制度の保険料

*保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

※1本人の所得とは

前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など。）を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。

なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について次のとおり一部見直し、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたのでお知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。

均等割が8.5割軽減に該当する方 加入者と世帯主の軽減判定の所得の合計額が33万円以下の方	変更前		変更後	
	7割軽減	軽減後保険料	8.5割軽減	軽減後保険料
		12,942円		6,300円

※8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は9割軽減の該当となります。

※今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは平成21年度の保険料のみです。

【保険料の軽減について】

①均等割の軽減～所得に応じて均等割43,143円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割	6,300円	9割	4,300円
33万円	8.5割	6,300円	8.5割	6,300円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は該当しません	5割	21,571円	5割	21,571円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割	34,514円	2割	34,514円

(例)年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	－	120万円 (公的年金等控除額)	－	15万円 (年金特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	→	8.5割軽減 該当
-----------------	---	---------------------	---	-------------------	---	-------------------	---	--------------